

宅地建物取引士資格登録申請等の 事務の手引

保存版

★ この「事務の手引」は、登録事項に変更が生じた場合の「変更登録申請書」の提出等、宅地建物取引士の資格登録を受けた方が手続を行う際の参考になりますので、登録を受けた後も大切に保管し、活用してください。

★ 申請書類、記入例などは東京都住宅政策本部のホームページからダウンロードすることができます（PDF、Word 及び Excel 形式）。

Web
東京都 宅建取引士 検索



◆ 登録申請等に当たってのご注意 ◆

- 登録申請等書類の作成は、この説明書をよくお読みの上、行ってください。電話によるお問合せは、この説明書をよく読んで、なお分からない場合をお願いします。
- 登録申請等書類の提出を受ける際には、申請内容についてお伺いしますので、内容を十分説明できるよう、原則として、申請者本人が提出を行ってください。
- 15 ページ以降の申請書類をお使いになる場合は、コピーをしてから記入してください。
- 申請書及び添付書類の記入は、鉛筆やインクが消せるボールペンを使用しないでください。
- 事務の手引の内容は変更になる場合もありますので、ホームページやチャットボットサービス（裏面参照）もご覧ください。

◆ 宅地建物取引士資格登録申請等における押印の廃止について ◆

国において、押印廃止に関する関係省令の改正が行われたことを受け、東京都規則を改正しました（令和3年3月1日公布・施行）。これにより、省令及び都規則で定める様式への申請者の押印は不要となりました。なりすまし等の不正を防止するため、窓口受付におきまして、本人確認書類（例：宅地建物取引士証、運転免許証、従業者証明書等）の提示をお願いいたします。

なお、第三者によって事実を証明するための一部の添付書類には押印が必要な場合がございます。各手続ページの提出書類をご確認ください（例：従業者名簿の写しへの代表者印）。

◎ 不動産課に来庁されましたら、申請書を記入してから受付順番カードをお取りください。受付順番カードは、午前9時からお取りいただけます。

受付時間	月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く。） 午前9時から午後5時まで ※ 午後の窓口は、大変混雑します。 <u>比較的空いている午前中の申請をお勧めします。</u> ※ <u>郵送での受付を実施しております。郵送受付の必要書類については、東京都住宅政策本部のホームページでご確認をお願いいたします。</u>
受付場所	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 第二本庁舎3階北側 東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課免許担当 電話 03-5320-5063（ダイヤルイン）

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

目 次

申請チャート及び登録実務講習実施機関	1
1 宅地建物取引士資格登録の申請	3
2 宅地建物取引士資格登録簿登録事項の変更登録申請	6
3 宅地建物取引士資格登録移転の申請	9
4 宅地建物取引士証の交付申請	10
5 宅地建物取引士証の有効期間が満了した場合	11
6 宅地建物取引士証の亡失、盗難、汚損等（再交付申請・紛失届）	12
7 宅地建物取引士死亡等届出（死亡・破産・所定の刑に処せられた場合等）	14
8 宅地建物取引士登録消除申請	14
申請書類一覧	15

申請書類は、東京都住宅政策本部のホームページからダウンロードすることができます（PDF、Word及びExcel形式）。

記入例についてもダウンロードすることができます。

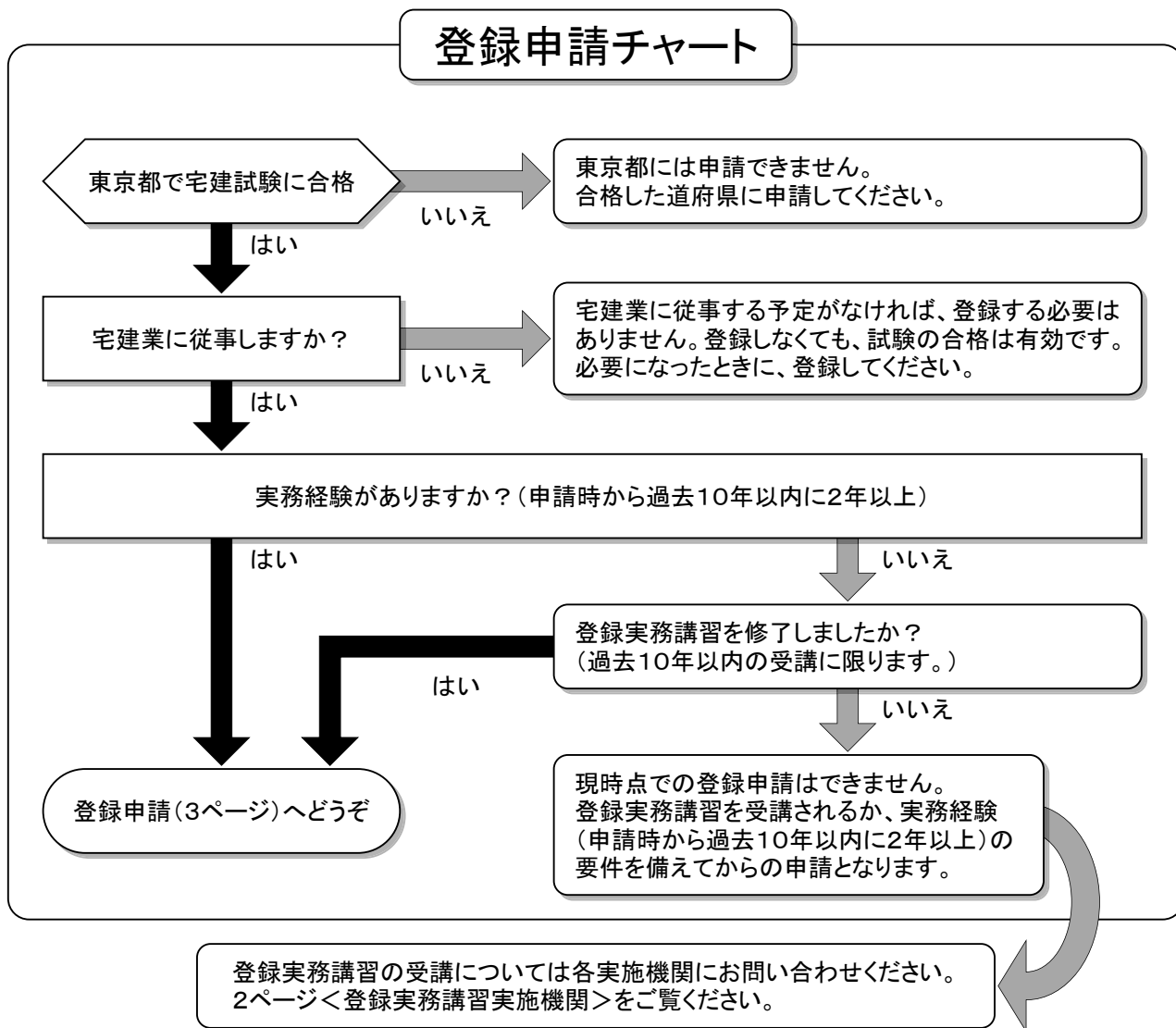
◆宅地建物取引士の申請等の手続に関するチャットボットサービスを開設しております◆

是非、ご利用ください。

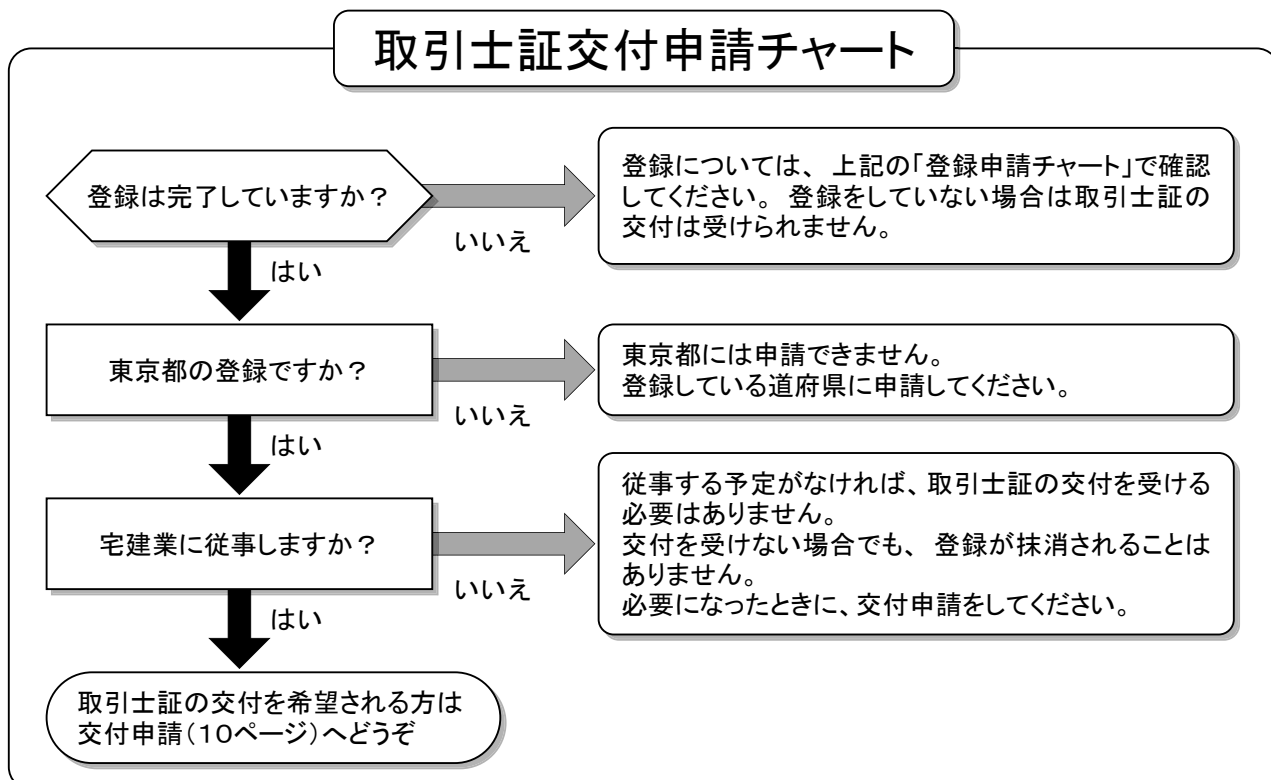
東京都住宅政策本部ホームページのトップページから【分野別で探す】へ進み、【不動産取引】ページへ。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/jutaku_fudosan/torihiki_shisaku.html

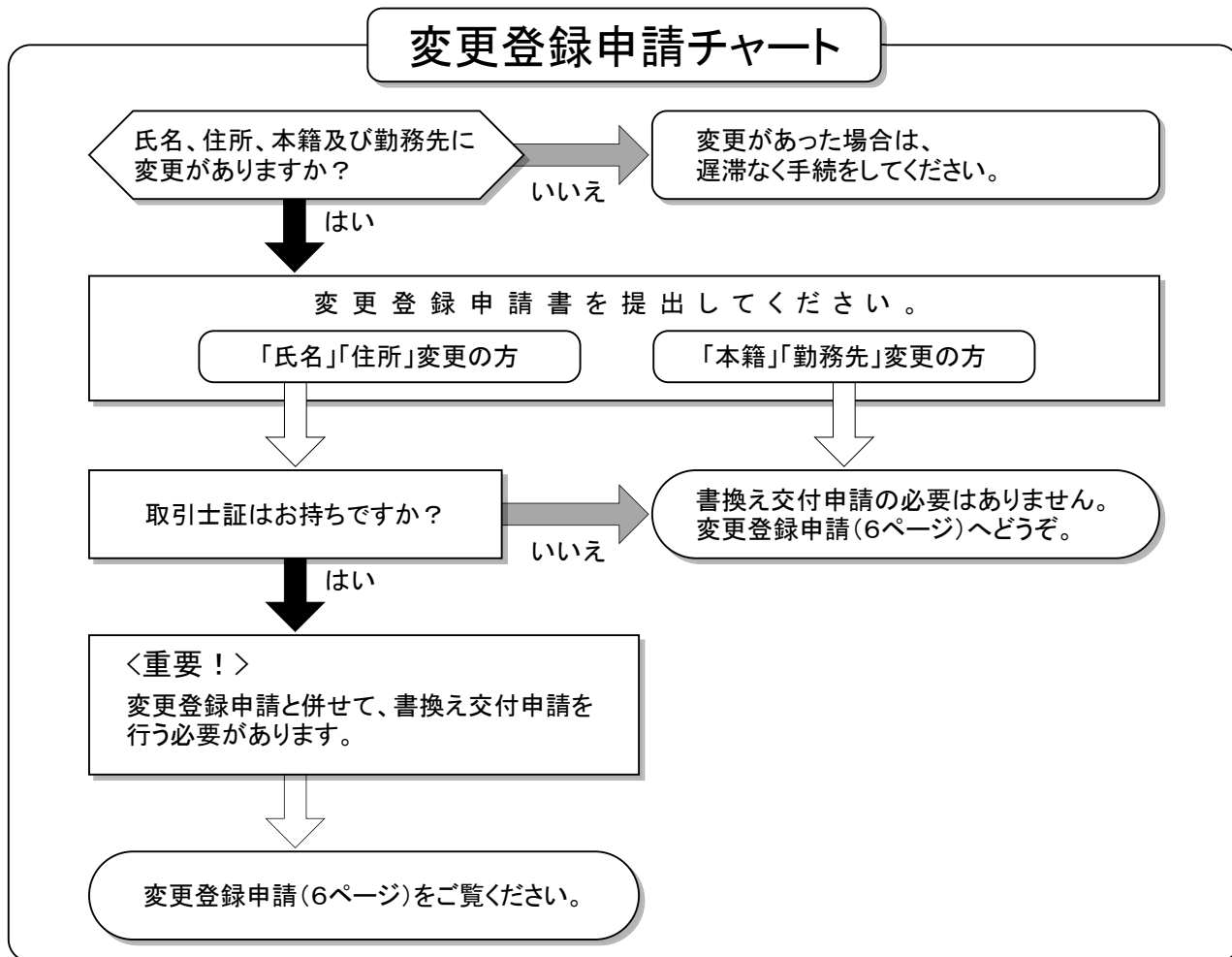
登録申請チャート



取引士証交付申請チャート



変更登録申請チャート



<登録実務講習実施機関>

◎ 詳細は各実施機関にお問い合わせください。

令和5年4月1日現在

機関名称	事務所所在地	電話番号
株式会社東京リーガルマインド	東京都中野区中野4-11-10	03-5913-6310
株式会社日建学院	東京都豊島区池袋2-38-2 COSMY I 5階	0120-243-229
TAC株式会社	東京都千代田区神田三崎町3-2-18	0120-509-117
株式会社総合資格	東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル33階	03-3340-3081
株式会社日本ビジネス法研究所(日本宅建学院)	東京都千代田区神田須田町2-23-11	03-3251-6651
一般社団法人TAKKYO	千葉県八千代市ゆりのき台2-5-7 サンメールゆりのき台202号室	047-481-4155
一般社団法人職能研修会	神奈川県横浜市保土ヶ谷区宮田町1-8-1 川元ビル1階	045-594-7181
株式会社Kenビジネススクール	東京都新宿区新宿2-5-12	03-6685-8532
一般財団法人ハートステーション	神奈川県横浜市中区住吉町6-76-3	045-228-9063
株式会社プライシングジャパン	埼玉県八潮市大瀬1-1-1 マイループ1017	0120-982-382
宅建ダイナマイト合格スクール株式会社	東京都新宿区四谷三栄町2-14 四ツ谷ビジネスガーデン	
TOP宅建学院 一般社団法人日本就職支援協会	東京都渋谷区渋谷2-14-13	03-3498-0380
株式会社 SAサービス	東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル6階	03-5213-4960
大原出版 株式会社	東京都千代田区西神田2-4-9 第二錦水ビル6階	03-3292-6307

※ 東京都及び近隣県の登録実務講習実施機関のみ記載しています。追加又は業務の廃止があった場合等は、国土交通省ホームページの「登録実務講習実施機関一覧」が随時更新されますので、ご確認ください。

1 宅地建物取引士資格登録の申請

宅地建物取引士資格試験合格後、宅地建物取引士として業務に従事しようとする方は、まず、合格した試験地の都道府県知事の登録を受ける必要があります。

- ▶ 取引士として業務に従事する予定のない方は、登録の必要はありません。
登録しなくても、試験の合格は有効です。

[登録のできる方]

次の①から③までの全てを満たす場合に宅地建物取引士の資格登録をすることができます。

① 宅地建物取引士資格試験に合格している方

② 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する方

- (1) 宅地建物取引業の実務経験が申請時から過去10年以内に2年以上ある方

実務経験先である宅地建物取引業者に備え付けてある「従業者名簿」に氏名等が載っていること（他の仕事を兼務している期間や昼間部の学生である期間は認められません。）。

このとき、実務経験として算入できる業務内容は、免許を受けた**宅地建物取引業者としての業務又は宅地建物取引業者の従事者としての顧客への説明、物件の調査等具体的な取引に関する業務**をいいます。宅地建物取引業の取引実績がない場合や主たる業務が宅地建物取引業でない場合は実務経験として認められません。

また、受付、秘書、総務、人事、経理、財務等の一般管理業務、このほか単に補助的な事務は、実務経験とみなされません。

- (2) 登録実務講習実施機関（2ページ参照）での講習を修了してから10年以内の方

※ 登録実務講習修了年月日から10年以内です。修了証の交付年月日ではありません。

- (3) 国、地方公共団体又はこれらの出資を伴い設立された法人における宅地又は建物の取得、交換又は処分に関する業務に主として従事した期間が、申請時から過去10年以内に2年以上ある方

③ 宅地建物取引業法第18条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない方

ご注意 特に宅地建物取引業法第18条第1項第6号及び第7号については、以下の該当要件を確認してください（以下抜粋）。

第6号 禁錮以上の刑の執行が終了したか、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

⇒ 執行猶予を受けている方は、執行猶予期間が満了すればその翌日から登録申請できます。

第7号 下記による罰金刑の執行が終了したか、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ① 宅地建物取引業法違反
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定違反
- ③ 刑法の傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪を犯したこと。
- ④ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したこと。

[提出書類]

来庁申請と郵送申請では提出書類に違いがあります。詳細は4ページの一覧表をご覧ください。

[その他]

- ① 登録の決定には、30日程度（土・日・祝日を含む。）要します。なお、申請が集中する時期は40日程度を要し、要件不備等の理由による補正があった場合には、更に日数を要することがあります。
- ② 登録通知は、普通郵便はがきで発送します。**受領後は、はがきに記載された住所・氏名に誤りがないか、必ずご確認ください。**
- ③ **宅地建物取引士証が必要な方は、登録通知を受領した後、別途、交付申請の手続きを行ってください（10ページ参照）。**

※来庁申請と郵送申請で提出書類が違う場合はその旨が記載されています。記載のないものは共通です。

提出書類等	説明 (提出部数は各1部です。)
① 登録申請書	様式第五号 → 15ページ 記入例は5ページ参照 〔「市区町村コード」の欄は、総務省編「全国地方公共団体コード」の該当する市区町村のコードを記入してください。 来庁の場合は、不動産業課窓口備付けのコード表でもお調べいただけます。〕
② 誓約書	様式第六号 → 16ページ
③ 身分証明書(※)	□ 本籍地の市区町村で発行されます。 戸籍抄本や運転免許証ではありません。 〔成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の証明(禁治産者、準禁治産者ではないと表示されています。)並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明です。〕 □ 発行日から3か月以内のもの。コピーは不可 □ 外国籍の方は身分証明書の代わりに誓約書(20ページ)を提出してください。
④ 登記されていないことの証明書(※)	□ 東京法務局後見登録課及び全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課で発行されます。 〔成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明です。外国籍の方も必要です。〕 □ 発行日から3か月以内のもの。コピーは不可
⑤ 住民票(申請者本人の分)	□ 本籍・続柄の記載は不要 □ 外国籍の方は、国籍等並びに在留カードに記載されている在留資格・在留期間・在留期間の満了の日及び在留カードの番号又は特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号の記載があるものを提出してください。 □ 発行日から3か月以内、 個人番号(マイナンバー)の記載されていないもの 。コピーは不可。
⑥ 合格証書	□ 来庁の場合は、 原本 (提示用)と コピー (提出用)の両方を持参してください。 □ 郵送の場合は、 コピーの余白に「原本と相違ありません」と記入し、署名してください(原本は送らないでください)。 ※合格証書の紛失等で合格証明書の発行を受けた方は、来庁、郵送ともに証明書の原本を提出してください。 ※合格証書に記載の氏名から変更があった場合は、旧姓・新姓のつながりが確認できる戸籍抄本(発行日から3か月以内のもの。コピーは不可)が必要となります。
⑦ 顔写真1枚	□ ①の登録申請書に貼ってください。 □ 縦3cm×横2.4cm、顔の大きき2cm程度。6か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身及び無背景の写真、ボラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの又は画像を加工したものは不可 □ 写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意してください。
⑧ 登録資格を証する書面(A～Cのいずれかの書面)	A 実務経験が2年以上ある方 (1)と(2)の両方が必要になります。 (1) 実務経験証明書 (様式第五号の二) → 17ページ (2) 「従業者名簿」のコピー (実務経験の証明期間と対応するもの。事務所ごとに必要) □ 実務経験先の宅建業者が保管しているものです(様式第八号の二)。 □ 「原本の内容と相違ありません。」と記入し、証明日、会社名、代表者名及び代表者印により証明してください。 (3) 業務内容証明書 (18ページ) 郵送の場合は必須です。来庁の場合は、上記(1)(2)で職務内容が不明確な場合等、実務経験の確認に必要と認められた場合に提出を求めます。 上記以外に書類の追加を必要とする場合 ※このほか、関係資料(被保険者記録照会回答票、源泉徴収票、出向証明書、宅地建物取引業経歴書等)の提出を求める場合があります。 ※ 上記書類について、登録通知後、事実と相違することが判明した場合には、登録消除処分となります。この場合、虚偽の証明を行った宅地建物取引業者は、監督処分を受けることになります。内容をよくご確認の上、ご提出ください。 B 登録実務講習修了者 □ 講習実施機関の発行する修了証 (登録実務講習修了年月日から10年間有効) ※ コピー不可、原本を提出。 C 国、地方公共団体等における2年以上の実務経験者 □ 各団体の証明書、その他の書類が必要となりますので、ご相談ください。
⑨ 従業者証明書	□ 現在、宅建業者に勤務し、宅建業に従事している方 〔「従業者証明書」は宅地建物取引業法第48条第1項で定められたものです。 現在の勤務先で発行されたものです。〕 ※ 現在出向中の方は出向証明書を併せて提出してください。 □ 来庁の場合は、 原本 (提示用)と コピー (提出用)の両方を持参してください。 □ 郵送の場合は、 コピーの余白に「原本と相違ありません」と記入し、署名してください(原本は送らないでください)。
⑩ 未成年者の方(婚姻した者を除く。)	(1) 営業に関する法定代理人の許可書(第4号様式) → 19ページ (2) 戸籍謄本 (3) 法定代理人の身分証明書(運転免許証等)のコピー
⑪ 本人確認書類	□ 来庁の場合は、運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード等の 原本 (提示用) □ 郵送の場合は、顔写真の入った本人確認書類のコピーの余白に申請者名と日中に連絡できる電話番号(携帯、勤務先)を記入してください。また、顔が分かる大きさに拡大してください。
⑫ 登録手数料	□ 来庁の場合は、 37,000円 (現金でお持ちください。 収入証紙ではありません。) □ 郵送の場合は、上記①から⑩までの書類を確認後、電話にてご連絡させていただきます。その時に、登録手数料 (37,000円) の納付についてご案内します。
⑬ 返信用封筒(郵送の場合)	□ A4の書類を折らずに入れられる封筒(角2)に、210円分の切手を貼付し、宛先は本人の住所を記入してください。 □ 簡易書留等の追加郵送方法をご希望の場合は、必要金額の切手を貼付してください。

(※)成年被後見人又は被保佐人に該当し、身分証明書及び登記されていないことの証明書が提出できない場合は、宅地建物取引士の事務を適正に行う能力を有する旨を記載した医師の診断書が必要となりますので、事前に不動産業課免許担当までお問い合わせください。

◆令和2年10月1日から、宅地建物取引士証の氏名の記載について、旧姓を併記することが可能となりました。希望する場合の手続については、事前に不動産業課までお問い合わせください。

2 宅地建物取引士資格登録簿登録事項の変更登録申請

資格登録者は、住所や勤務先等、登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、登録している都道府県に変更登録申請をしなければなりません。



宅地建物取引業者が行う専任の取引士等の就任及び退任に伴う変更届は、宅地建物取引業者として免許権者に届け出るものです。その届出により取引士個人の登録簿の内容が、自動的に変更されることはありません。

取引士個人の従事先を変更していないと宅地建物取引業者の専任の取引士の変更申請の受付ができない場合があります。

以下のとおり、取引士個人の資格登録簿の変更登録申請書（様式第七号 → 21ページ）を提出してください。

※ 宅地建物取引士証の有効期間が満了した方は、11ページ参照

※ 宅地建物取引士証の亡失・盗難・汚損等のある方は、12ページ参照

[申請方法] 本人来庁による申請、代理人来庁による申請又は郵送による申請ができます。

代理人の来庁による申請及び郵送による申請の場合には、本人の来庁による申請の場合と提出していただくものが若干異なりますので、よくお読みの上、申請してください。

○ 来庁による申請

来庁する方	持参するもの
本人	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類一式（7ページの【提出書類】の項参照） 宅地建物取引士証（交付を受けていない方は、運転免許証等の身分を証明できるもの）
代理人	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類一式（7ページの【提出書類】の項参照） 本人からの委任状（任意様式） 宅地建物取引士証のコピー（氏名・住所変更の場合は、取引士証本体） 代理人の身分を証明できるもの（運転免許証等の身分を証明できるもの）

※ なりすまし等の不正を防止するため、窓口受付におきまして、本人確認書類（例：宅地建物取引士証、運転免許証、従業者証明書等）の提示をお願いいたします。

○ 郵送による申請

同封するもの	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類一式（7ページの【提出書類】の項参照） 宅地建物取引士証のコピー（氏名・住所変更の時は、取引士証本体） 返信用封筒（普通郵便分の切手を貼り、宛先（本人住所又は登録従事先）を記入したもの。取引士証本体を郵送した方は、簡易書留分の切手を貼ってください。） <p>（注）取引士証本体を郵送される場合は、必ず簡易書留でお送りください。</p>
送り先	〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都 住宅政策本部 民間住宅部 不動産課 免許担当

※ 申請書類の不備のために、手続ができないケースが増えています。郵送いただく前にもう一度ご確認ください。

※ 郵送による代理人申請につきましては、事前に不動産課へお問い合わせください。

[提出書類] 変更事項によって添付書類が異なります。下の表をよくご確認ください。

○ **全ての方が提出する書類**

提出書類	説明
宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2部（正本1部、副本（コピー可）1部）	様式第七号 → 21ページ ・記入例は8ページ参照 ・「市区町村コード」の欄は、総務省編「全国地方公共団体コード」の該当する市区町村のコードを記入してください。

○ **該当する方が添付する書類** ※添付書類は、**全て原本1部**の提出となります（コピーは不可）。

変更事項	添付書類	説明
氏名 項番 11 <u>現に有効な取引士証をお持ちの方は併せて提出してください。</u>	戸籍抄本又は戸籍謄本	・変更年月日記載のもので、旧姓・新姓のつながりが分かるもの ・発行日から3か月以内のもの ・氏名及び本籍変更を同時に提出する場合は1通
	宅地建物取引士証書換え交付申請書	様式第七号の四 → 26ページ
	宅地建物取引士証	本体
	顔写真 1枚	・縦3cm×横2.4cm（顔の大きさ2cm程度）。6か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身及び無背景の写真。ポラロイド写真又は光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。取引士証作成に当たり 熱を加えますので、有効期間内の使用に耐えられる写真 をご用意ください。 ・写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意してください。
住所 項番 12 <u>現に有効な取引士証をお持ちの方は併せて提出してください。</u>	住民票（申請者本人の分）	・住居表示変更（合併による変更も含む。）の場合は、役所発行の証明書又は住民票 ・外国籍の方は、国籍等並びに在留カードに記載の在留資格、在留期間、在留期間満了の日及び在留カードの番号又は特別永住者証明書に記載の特別永住者証明書の番号の記載のあるもの ・発行日から3か月以内、 個人番号（マイナンバー）の記載されていないもの
	宅地建物取引士証書換え交付申請書	様式第七号の四 → 26ページ
	宅地建物取引士証	本体
本籍 項番 13	戸籍抄本又は戸籍謄本	発行日から3か月以内のもの
勤務先 項番 14	入社 （入社日が記載されており、代表者印のあるもの） 22ページの例 参照 ※雇用契約書・内定通知書ではありませんのでご注意ください。	・出向の場合は、 出向証明書 （出向元会社の代表者印のあるもの）。24ページの例 参照 ・証明書には、宅建業免許証番号を記入のこと。 ・ 新規免許申請の場合は、宅建業の免許証交付後、遅滞なく届け出ること。
	退職 （退職日が記載されており、代表者印のあるもの） 23ページの例 参照	出向解除の場合は、 出向解除証明書 （出向元会社の代表者印のあるもの）。25ページの例 参照
	商号(名称)変更又は免許換え	添付資料は必要ありません。ただし、宅建業者が、その旨の変更等の届出を完了していることが必要となります。

◆令和2年10月1日から、宅地建物取引士証の氏名の記載について、旧姓を併記することが可能となりました。希望する場合の手続については、事前に不動産業課までお問い合わせください。

3 宅地建物取引士資格登録移転の申請

現在登録を受けている方が「登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするとき」は登録の移転を申請することができます。住所を変更したというだけでは、登録移転はできません。

転勤や勤務先の変更等の場合に必ずしも登録移転を申請する必要はありませんが、登録移転をすることによって、勤務先の宅地建物取引業者の事務所が所在する都道府県で、登録に関する諸手続や取引士証の交付に関する法定講習の受講等ができるようになります。

＜移転申請の前に＞ 下記の手続が必要となる可能性があります。現在の登録県(転出県)でご確認ください。

登録事項(氏名、本籍、住所、勤務先)に変更がある方	現在登録している都道府県に「 変更登録申請 」をしてください。東京都登録の方は、6ページ参照
期限切れの取引士証をお持ちの方	現在登録している都道府県に 返納 してください。東京都登録の方は、11ページ参照

【提出書類】 問合せ先→移転しようとする県(転入県) 提出先→現在の登録県(転出県)

提出書類等と必要部数	説明	
登録移転申請書 2部(正本1部、副本1部)	様式第六号の二 → 27ページ 副本は、正本のコピーで可 「市区町村コード」の欄は、総務省編「全国地方公共団体コード」の該当する市区町村のコードを記入してください。	
顔写真 1枚	縦3cm×横2.4cm(顔の大きさ2cm程度) 6か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真(ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。)を登録移転申請書(正本)に貼付してください。 写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意してください。	
宅地建物取引業に従事することを証する書面 2部(正本1部、副本1部)	次のうちいずれかを提出してください。副本は正本のコピーで可。 <input type="checkbox"/> 代表者印のある就労証明書(28ページの例参照) ※ 出向中の方は、出向先で発行される証明書となります。 ※ 「宅地建物取引業に従事している」旨の記載があるもの ※ 従事する予定の場合は、いつから従事する予定なのか、明記してください。ただし、従事予定日と申請日に開きがある場合は、事前に御相談ください。 <input type="checkbox"/> 申請者が代表者の場合は、宅地建物取引業者免許証のコピー	
登録移転申請手数料 8,000円	都へ 転入する方	不動産業課に設置されている手数料収納機で 手数料シール を購入し、正本に貼付してください。
	都を 転出する方	転入先の 道府県の収入証紙等 を購入し、正本に貼付してください。

【現在、取引士証の交付を受けている場合】(有効期間満了まで1か月以上ある場合)

現在、取引士証の交付を受けている方は、登録移転完了と同時に従来の取引士証は失効しますので、**登録移転の申請とともに**、残存期間を有効期間とする取引士証の交付申請をしてください。移転先で新しい取引士証と交換となります。

提出書類等と必要部数	説明	
宅地建物取引士証交付申請書 1部	様式第七号の二の二 → 29ページ	
顔写真 2枚(同一のもの)	縦3cm×横2.4cm(顔の大きさ2cm程度) 詳細については、登録移転申請用の写真と同様です。1枚は交付申請書に貼り、もう1枚は添付してください。	
交付申請手数料 4,500円	都へ 転入する方	不動産業課に設置されている手数料収納機で 手数料シール を購入し、交付申請書に貼付してください。
	都を 転出する方	転入先の 道府県の収入証紙等 を購入し、交付申請書に貼付してください。

【移転申請書類提出先】 現在登録している都道府県の担当窓口へ持参又は郵送(簡易書留)してください。

4 宅地建物取引士証の交付申請

登録通知（はがき）を受領してからの申請になります。取引士として宅地建物取引業に従事しない方は、交付を受けなくても構いません。交付を受けなくても登録が無効になることはありませんので、必要になったときに申請することをお勧めします。

※ 交付申請書を提出する際に、氏名、住所など従前の登録内容から変更がある場合は、必ず東京都に変更登録申請書を提出してください（6ページ参照）。

※ 令和2年10月1日から、宅地建物取引士証の氏名の記載について、旧姓を併記することが可能となりました。希望する場合の手続については、事前に不動産課までお問い合わせください。

[試験合格後1年以内の方]

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課へご本人が来庁又は簡易書留にて郵送してください（来庁の場合、申請後交付には30分程度を要します。）。

ご本人が来庁できない場合には、事前に不動産課免許担当へお問い合わせください。

持参又は同封するもの	説明
①宅地建物取引士証交付申請書 1部	様式第七号の二の二 → 29ページ
②顔写真 2枚（同一のもの）	縦3cm×横2.4cm（顔の大きさ2cm程度）。6か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真。ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可取引士証作成に当たり <u>熱を加えますので、5年間の使用に耐えられる写真</u> をご用意ください。 写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意してください。
③本人確認書類	□郵送の場合は、顔写真の入った本人確認書類のコピーの余白に申請者名と日中に連絡できる電話番号（携帯、勤務先）を記入してください。
④登録通知（はがき）	
⑤返信用封筒（郵送の場合）	本人宛の郵送先を記入し、返却する証が入るサイズの封筒に簡易書留分の切手を貼付してください（簡易書留で返送します。）。
⑥交付申請手数料 4,500円	□来庁の場合は、 <u>現金</u> でお持ちください（ <u>収入証紙ではありません。</u> ）。 □郵送の場合は、上記①から⑤までの書類を確認後、電話にてご連絡させていただきます。その時に、交付申請手数料の納付についてご案内します。

ご注意 東京都では、服装や髪型を理由にするもの、自分でプリントしたことによる写真の劣化等、**ご本人の都合による宅地建物取引士証の再作成は一切いたしませんので**、十分にご注意ください。

[試験合格後1年を経過している方]

都知事が指定した法定講習実施団体の実施する法定講習を申し込み、受講してください。受講後、取引士証が交付されます。

なお、**法定講習の申込みは、登録が完了している方に**限ります。

法定講習実施団体、申込み時に必要なもの及び受講に関する注意事項は、11ページ参照

[宅地建物取引士証を更新する場合]

取引士証の有効期間は5年です。更新を希望する方は、**有効期間満了前6か月以内に**、都知事が指定した法定講習実施団体の実施する法定講習に申し込み、受講してください。受講後、有効期間の更新された取引士証が交付されます。

※ 東京都から有効期間満了のご案内はいたしませんので、有効期間についてはご自身で管理してください。

法定講習実施団体、申込み時に必要なもの及び受講に関する注意事項は、11ページ参照

[法 定 講 習 実 施 団 体]

(公社)東京都宅地建物 取引業協会 (研修センター)	[問合せ先・申込先]千代田区富士見 2-2-4 東京不動産会館 1 階 ☎ 0 3 - 3 2 3 4 - 4 6 9 1
(公社)全日本不動産協会 (東京都本部講習センター)	[問合せ先・申込先]千代田区平河町 1-8-13 全日東京会館 ☎ 0 3 - 3 2 6 2 - 5 0 8 2
(一社)不動産協会 (宅建法定講習センター)	[問合せ先・申込先]千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 17 階 ☎ 0 3 - 3 5 8 1 - 9 4 2 5
(一社)全国住宅産業協会	[問合せ先・申込先]千代田区麴町 5-3 麴町中田ビル 8 階 ☎ 0 3 - 3 5 1 1 - 0 6 1 1

※ 日程など詳細については、各法定講習実施団体に確認してください。

※ 受講の申込みには次のものの他、各法定講習実施団体が指定する書類が必要となります。

- ①宅地建物取引士証交付申請書
- ②カラー写真（同じもの3枚。詳細は、前ページ[試験合格後1年以内の方]の②顔写真の説明欄を参照してください。）
- ③受講料 12,000円
- ④宅地建物取引士証交付申請手数料 4,500円
- ⑤宅地建物取引士証（更新の方）

※ その他申込みの手続や講習日については、各法定講習実施団体にお問い合わせください。

※ 法定講習への遅刻・早退又は途中退席をした場合、取引士証は交付されません。

5 宅地建物取引士証の有効期間が満了した場合

取引士証の有効期間の更新をしなかった場合は、有効期間の満了をもって失効します。

東京都から有効期間満了のご案内はいたしませんので、有効期間についてはご自身で管理してください。

失効した取引士証は、宅地建物取引業法上速やかに返納することが義務付けられています。速やかに不動産課課免許担当へお返しく下さい（持参又は簡易書留による郵送。返納の際、提出書類等は不要です。返納後、受領書を交付しますので、郵送の場合は、普通郵便分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。）。

また、返納を怠っているうちに万一取引士証を紛失した場合には、新たに取引士証の交付を受ける前に、紛失届を提出していただきます。紛失届については、13ページ参照

[新たに取引士証の交付を希望する方]

取引士証が必要になった場合、都知事が指定した法定講習実施団体の実施する法定講習に申し込み、受講してください。受講後、取引士証が交付されます。

法定講習実施団体については、上記を参照してください。

6 宅地建物取引士証の亡失、盗難、汚損等（再交付申請・紛失届）

取引士証を不注意等によりなくしてしまうと、取引士として宅地建物取引業の業務に従事できないだけでなく、取引士証が悪用されるおそれもありますので、なくすことがないよう十分に注意してください。

万一、亡失、滅失、汚損もしくは破損してしまった場合又は盗難にあった場合は、再交付申請書又は紛失届を提出してください。

なお、再交付申請書又は紛失届を提出後、取引士証を見つけた場合には、不動産業課免許担当に必ず返納してください。

再交付申請できる方 (下記参照)	①取引士証の残存有効期間が6か月以上ある方 ②取引士証の残存有効期間が6か月未満であるが、現在、取引士として宅地建物取引業に従事している方など再交付を希望する方
紛失届が必要な方 (13ページ参照)	①取引士証の有効期間が既に満了している方 ②取引士証の残存有効期間が6か月未満であり、現在、取引士として宅地建物取引業に従事していない方など再交付を必要としない方

※ 再交付申請書又は紛失届を提出する際に、氏名、住所等について、従前の登録内容から変更がある場合には、必ず変更登録申請書を提出してください（6ページ参照）。

[再交付申請について]

○申請方法

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課にご本人が来庁又は簡易書留にて郵送してください

（来庁の場合、申請後交付には30分程度を要します。）

（書類に不備等があった場合には、交付できないことがありますのでご注意ください。）

なお、ご本人が来庁できない場合には、事前に不動産業課免許担当へお問い合わせください。

持参又は同封するもの	説 明（提出部数は各1部です。）
① 宅地建物取引士証 再交付申請書	様式第七号の五 → 30ページ なお、警察に届け出た場合には、届け出た内容（届出日、警察署名、警察署の電話番号、受理番号）を記入してください。
② 顔写真 1枚	縦3cm×横2.4cm、顔の大きさ2cm程度。6か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身（顔の大きさ2cm程度）、無背景の写真。ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可 取引士証作成に当たり、 <u>熱を加えますので、有効期間内の使用に耐えられる写真</u> をご用意ください。 写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意してください。
③ 身分を証明できるもの	□来庁の場合は、運転免許証、パスポート、健康保険証等の 原本 （提示用）と コピー （提出用）の両方 □郵送の場合は、顔写真の入った本人確認書類のコピーの余白に申請者名と日中に連絡できる電話番号（携帯、勤務先）を記入してください。
④ 返信用封筒 (郵送の場合)	本人宛の郵送先を記入し、返却する証が入るサイズの封筒に簡易書留分の切手を貼付してください（簡易書留で返送します。）
⑤ 交付申請手数料 4,500円	□来庁の場合は、 <u>現金</u> でお持ちください（ <u>収入証紙ではありません。</u> ）。 □郵送の場合は、上記①から④の書類を確認後、電話にてご連絡させていただきます。その時に、交付申請手数料の納付についてご案内します。

[紛失届について]

○届出方法

来庁による届出と郵送による届出ができます。

※ 紛失届を提出後、都知事が指定した法定講習実施団体の実施する法定講習を申し込み、受講していただくと、受講後に取引士証が交付されます（11ページ参照）。

本人来庁による届出

持参するもの	説明（提出部数は各1部です。）
宅地建物取引士証 紛失届	第4号様式の4 → 31ページ なお、警察に届け出た場合には、届け出た内容（届出日、警察署名、警察署の電話番号、受理番号）を記入してください。
身分を証明できるもの	運転免許証、パスポート、健康保険証等の <u>原本</u> （提示用）と <u>コピー</u> （提出用）の両方

代理人来庁による届出

持参するもの	説明（提出部数は各1部です。）
宅地建物取引士証 紛失届	第4号様式の4 → 31ページ なお、警察に届け出た場合には、届け出た内容（届出日、警察署名、警察署の電話番号、受理番号）を記入してください。
本人の身分を証明できるもののコピー	運転免許証、パスポート、健康保険証等
本人からの委任状	任意様式
代理人の身分を証明できるもの	運転免許証、パスポート、健康保険証等の <u>原本</u>

郵送による届出

同封するもの	説明（提出部数は各1部です。）
宅地建物取引士証 紛失届	第4号様式の4 → 31ページ なお、警察に届け出た場合には、届け出た内容（届出日、警察署名、警察署の電話番号、受理番号）を記入してください。
身分を証明できるもの のコピー	運転免許証、パスポート、健康保険証等
返信用封筒	宛先（本人住所又は登録従事先）を記入し、普通郵便分の切手を貼ってください。

7 宅地建物取引士死亡等届出

① 登録を受けている方が死亡した場合

登録を受けている方が死亡した場合は、相続人の方が、死亡の事実を知った日から30日以内に届出をしてください（持参又は簡易書留による郵送）。

持参又は同封するもの	説明（提出部数は各1部です。）
宅地建物取引士死亡等届出書	様式第七号の二 → 32ページ
死亡事実及び届出人が相続人（配偶者・親子関係等）であることが分かる書類	（例）戸籍謄本 発行日から3か月以内のもの。コピー不可 （例）法定相続情報一覧図 ※外国籍の方は事前に不動産課免許担当へお問い合わせください。
宅地建物取引士証	取引士証の交付を受けていた場合（探しても見当たらない場合は、その旨を書いた届出人名の紛失届を提出してください。）

② 登録を受けている方が破産者になった場合

登録を受けている方が裁判所から破産手続開始の決定を受けた場合は、本人が30日以内に届け出なければなりません（持参又は簡易書留による郵送）。

持参又は同封するもの	説明（提出部数は各1部です。）
宅地建物取引士死亡等届出書	様式第七号の二 → 32ページ
裁判所の破産手続開始の決定書（コピー）	コピーを提出してください。
宅地建物取引士証	取引士証の交付を受けていた場合（探しても見当たらない場合は、その旨を書いた届出人名の紛失届を提出してください。）

（注）再登録の際は、「免責許可決定確定証明書」が必要となります。

③ 登録を受けている方が所定の刑に処せられた場合

登録を受けている方が禁錮以上の刑又は所定の罰金刑に処せられ、刑が確定した場合は、本人が30日以内に届け出なければなりません（持参又は簡易書留による郵送）。

持参又は同封するもの	説明（提出部数は各1部です。）
宅地建物取引士死亡等届出書	様式第七号の二 → 32ページ
裁判所の判決書等（コピー）	コピーを提出してください。
宅地建物取引士証	取引士証の交付を受けていた場合（探しても見当たらない場合は、その旨を書いた届出人名の紛失届を提出してください。）

上記①から③まで以外の理由で死亡等届出書を提出される場合は、必要書類を不動産課免許担当へお問い合わせください。

8 宅地建物取引士登録消除申請

登録を受けている方は、自ら、登録消除申請をすることができます（持参又は簡易書留による郵送）。

持参又は同封するもの	説明（提出部数は各1部です。）
登録消除申請書	第4号様式の3 → 33ページ
宅地建物取引士証（※）	取引士証の交付を受けていた場合（探しても見当たらない場合は、その旨を書いた届出人名の紛失届と身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証等）の <u>コピー</u> を提出してください。

（※）取引士証の交付を受けていない場合

身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証等）のコピーを提出ください。

（注）一度登録が消除されると、再び登録するには、再度登録の申請からやり直すことになります。

その場合、申請時点から過去10年以内に2年以上の実務経験があること、あるいは、登録実務講習を修了してから10年以内であることが必要となります（3ページ参照）。

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第12号までに
該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名

東 京 都 知 事 殿

実 務 経 験 証 明 書

		(フリガナ) 被証明者氏名	
実 務 経 験 先 及 び 在 職 期 間		証 明 者	
免 許 証 番 号		免 許 証 番 号	国土交通大臣 () 第 号 知事
商 号 又 は 名 称			
職 務 内 容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在 職 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	代 表 者 氏 名	
免 許 証 番 号		免 許 証 番 号	国土交通大臣 () 第 号 知事
商 号 又 は 名 称			
職 務 内 容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在 職 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	代 表 者 氏 名	
免 許 証 番 号		免 許 証 番 号	国土交通大臣 () 第 号 知事
商 号 又 は 名 称			
職 務 内 容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在 職 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	代 表 者 氏 名	
		在職期間計	年 月間

備 考

- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときは、その役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名
免許証番号 国土交通大臣 ()
知事



業務内容証明書

下記のとおり、従事する業務内容について証明します。

記

1. 氏名
2. 住所
3. 生年月日 年 月 日
4. 入社年月日 年 月 日
5. 従事期間 年 月間

所属部署			
業務内容			
従事期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

許 可 書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、上記申請者の法定代理人として、上記申請者が宅地建物取引業
に従事することを許可します。

法定代理人

住 所 _____

氏 名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

誓 約 書

年 月 日

東京都知事 殿

国 籍・地 域 _____

居 住 地 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

(フリガナ)

通 称 名 _____

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、成年被後見人及び被保佐人とみなされる者ではなく、かつ、破産
手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを誓約します。

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 氏 名

生年月日

年 月 日

受付番号	受付年月日	申請時の登録番号
* <input style="width: 40px;" type="text"/>	* <input style="width: 40px;" type="text"/>	1 3 <input style="width: 40px;" type="text"/>

項番 ◎申請者に関する事項

11	変 更 年 月 日	年	月	日	
変更後	フリガナ				
	氏 名				

変更前	フリガナ				
	氏 名				

確認欄
*

12	変 更 年 月 日	年	月	日	
変更後	郵便番号				
	住所市区町村コード	都道府県		市郡区	区町村
	住 所				
	電話番号				

変更前	住 所				
-----	-----	--	--	--	--

確認欄
*

13	変 更 年 月 日	年	月	日	
変更後	本籍市区町村コード	都道府県		市郡区	区町村
	本 籍				

変更前	本 籍				
-----	-----	--	--	--	--

確認欄
*

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14	変 更 年 月 日	年	月	日	
変更後	商号又は名称				
	免許証番号	[]			

変更前	変 更 年 月 日	年	月	日	
	商号又は名称				
	免許証番号	国土交通大臣 [] 第 号 知 事			

確認欄
*

入 社 証 明 書

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

上記の者は、 年 月 日付けをもって当社に入社し、現在に至っていることを証します。

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地

商号又は名称

免 許 証 番 号 東京都知事免許 () 号

国土交通大臣免許

代 表 者 氏 名

代表者印

退 職 証 明 書

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

上記の者は、 年 月 日付けをもって退職したことを証します。

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地

商号又は名称

免 許 証 番 号 東京都知事免許 () 号
国土交通大臣免許

代 表 者 氏 名

代表者印

出 向 証 明 書

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

上記の者は、 年 月 日付けをもって

へ出向させたことを証します。

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地

商号又は名称

免 許 証 番 号 東京都知事免許 () 号
国土交通大臣免許

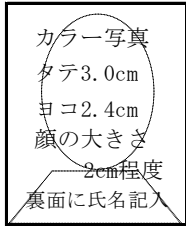
代 表 者 氏 名

代表者印

登録移転申請書

証 紙 欄
(消印してはならない)
ただし、東京都にあつては、**現金納入**です。証紙
ではないので、御注意ください。

宅地建物取引業法第19条の2の規定により、登録の移転を申請します。



年 月 日

東京都知事殿

郵便番号 ()

申請者 住 所

氏 名

移転前の都道府県知事
の受付番号

*									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

移転前の都道府県知事
の受付年月日

*											
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

移転前の登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

移転後の都道府県知事
の受付番号

		*									
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

移転後の都道府県知事
の受付年月日

*											
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

移転後の登録番号

*												
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

項番 ◎申請者に関する事項

11	フリガナ																				
	氏 名																				
	生 年 月 日					年				月				日				性 別			1. 男 2. 女
	郵 便 番 号																				
	住所市区町村コード																				
	住 所																				
	電 話 番 号																				
	本籍市区町村コード																				
	本 籍																				

確認欄
*

◎移転に関する事項

12	移転前の都道府県知事					移 転 の 理 由											
----	------------	--	--	--	--	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

◎移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

	商号又は名称																				
	免許証番号																				

確認欄
*

就 勞 証 明 書

氏 名

生 年 月 日

現 住 所

従事している
事 務 所 名
及 び 部 課 名

従事している
事 務 所 所 在 地

上記の者は、 年 月 日より当社に在籍し、現在宅地建物取引業に
従事していることを証します。

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地

商号又は名称

免 許 証 番 号 東京都知事免許 () 号
 国土交通大臣免許

代 表 者 氏 名



宅地建物取引士証 交付申請書

証 紙 欄

(消印してはならない)

ただし、東京都にあつては、**現金納入**です。証紙
ではないので、御注意ください。

下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

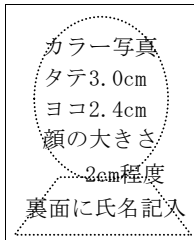
年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号 ()

申請者 住所

氏 名



申請の種類

- 1. 新 規
- 2. 更 新
- 3. 登録の移転

受付番号

*

受付年月日

*

申請時の登録番号

1 3

受講年月日

*

住 所	電話番号 () -	
(フリガナ) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
業務に従事している 宅地建物取引業者 に関する事項	商号又は名称	
	免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知 事
新 規 の 場 合	試験の合格後1年を経過しているか否かの別	1年を経過して { いる / いない }
更 新 又 は 登 録 の 移 転 の 場 合	現に有する宅地建物取引士証の有効期限	年 月 日

確認欄

*

宅地建物取引士証紛失届

東京都宅地建物取引業法施行細則第15条の7の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、宅地建物取引士証を発見した場合は、宅地建物取引業法第22条の2第6項の規定により、速やかに返納します。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所

氏 名

記

届 出 理 由	亡 失 ・ 滅 失 ・ 盗 難			
	()			
	届 出 日	届 出 警 察 署 名	電 話 番 号	受 理 番 号
	年 月 日	警察署		
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日			
登 録 番 号	(東京) 第 号	登 録 年 月 日	年 月 日	
交 付 年 月 日	年 月 日	満 了 年 月 日	年 月 日	
発 行 番 号				

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

届出者 住 所

氏 名

受 付 番 号	受 付 年 月 日	届出時の登録番号
* <input style="width: 100%;" type="text"/>	* <input style="width: 100%;" type="text"/>	1 3 <input style="width: 100%;" type="text"/>

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係	1. 相続人 2. 本人 3. 法定代理人 4. 同居の親族		
届 出 の 理 由	1. 死亡 2. 法第18条第1項第1号 3. 法第18条第1項第2号 4. 法第18条第1項第3号 5. 法第18条第1項第4号 6. 法第18条第1項第5号 7. 法第18条第1項第6号 8. 法第18条第1項第7号 9. 法第18条第1項第8号 10. 法第18条第1項第12号		
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名		性 別	1. 男 2. 女
生 年 月 日	年 月 日		
登 録 年 月 日	年 月 日		
本 籍			
住 所			
業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称		
	免 許 証 番 号	国土交通大臣 () 第 号 知事	
届 出 事 由 の 生 じ た 日	年 月 日		

確認欄

*

登録消除申請書

宅地建物取引業法第22条第1号の規定により、同法第18条第1項の登録の消除を申請します。

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号（ ）
申請者 住 所
氏 名

消 除 の 理 由	
登 録 番 号	(東京) 第 号
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
本 籍	
消 除 年 月 日	年 月 日

登録番号 (5)37

宅地建物取引士資格登録申請等の事務の手引

発行 令和6年1月
東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
印刷 株式会社キタジマ